

○八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、町、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいう。
- (2) 改良土 土（掘削工事において生じる泥状の掘削物及び泥水を含む。）にセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理したものをいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等により土地を埋立て、盛土し、又は土地に土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をする行為をいう。
- (4) 事業区域 土地の埋立て等を施工する土地の区域をいう。
- (5) 事業者 土地の埋立て等を施工する者（請負契約等により土地の埋立て等を行う者を含む。）をいう。
- (6) 土地所有者 町の区域内に存する土地を所有する者をいう。
- (7) 事業区域所有者 事業区域内の土地を所有する者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、事業区域の周辺地域の生活環境を保全し、並びに土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、土地の埋立て等に当たっては、事業区域所有者及び事業区域が隣接する土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 事業者は、町規則で定めるところにより、事業区域の周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。
- 4 事業者は、土地の埋立て等により道路その他の公共施設を破損した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。

5 事業者は、土地の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第4条 土地の造成その他これに類する行為により土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土地の埋立て等の用に供される土砂等を運搬しようとする者は、当該土砂等に係る汚染状況その他の状態を確認し、土地の埋立て等により土壌の汚染及び災害が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者は、所有する土地について環境を保全し、土壌の汚染及び災害を発生させることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者は、所有する土地若しくはその周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼし、又は土壌の汚染若しくは災害を発生させるおそれのある土地の埋立て等を行う事業者に対して当該所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。

3 土地所有者は、所有する土地において第3条第2項の規定による同意等がなく土地の埋立て等を行う者があることを知った場合は、直ちに、当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該行為の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、その旨を町長に通報するものとする。

(町の責務)

第6条 町は、土地の埋立て等による生活環境への悪影響並びに土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、町の区域内における土地の埋立て等の状況を把握するとともに、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

2 町は、前項に規定する事項について関係する地方公共団体と連携してこれに取り組み、その実施に必要な体制の整備に努めなければならない。

第2章 土地の埋立て等の許可等

(土地の埋立て等の許可等)

第7条 土地の埋立て等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該土地の埋立て等の施工に係る内容について、事業区域ごとに町規則で

定めるところにより町長に申請し、あらかじめ土地の埋立て等に係る許可（以下「施工許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 国、地方公共団体その他町規則で定める公共的団体が行う土地の埋立て等
- (2) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって町規則で定めるもの
- (3) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町規則で定める土地の埋立て等

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容について審査を行い、その結果について次の各号のいずれにも適合していると認める場合に限り、施工許可をすることができる。

- (1) 事業区域の面積が5,000平方メートル未満であること。
- (2) 土地の埋立て等の施工期間（施工を休止する期間を含む。以下同じ。）が1年を超えないこと。
- (3) その事業に用いる土砂等が、町内から発生したものであり、かつ、一時保管場所や仮置場等を経由しないものであること。ただし、町長が別に規則で定めた土砂等についてはこの限りでない。
- (4) 土地の埋立て等に用いる土砂等が次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土の土質に該当すること。

イ 改良土を含まないこと。

- (5) 事業区域及び土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、当該物質が土壤に含まれることに起因して人及び動植物の健康等に係る被害を生じるおそれがあるものとして町規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が町規則で定める基準に適合するものであること。
- (6) 土地の埋立て等の施工に関する計画が町規則で定める技術上の基準に適合していること。
- (7) 第3条第1項の規定による当該事業区域の周辺の地域の生活環境の保全並びに土壤の汚染及び災害の発生の防止のために必要な措置が町規則で定める基準に適合しているものであること。
- (8) 第3条第3項に規定する事業区域の周辺住民の理解を得ていること。
- (9) 申請者（申請者が他の者に土地の埋立て等の施工の全部又は一部を請け負わせる場合にあ

っては、当該請負をするものを含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 土地の埋立て等について、適正な施工に必要な信用又は資力を有しないと認めるに足りる相当の理由のある者

イ 法令、他の地方公共団体の条例又はこの条例（以下この項において「法令等」という。）の規定により土地の埋立て等に係る許可その他これに類する許可等を受けた後に当該許可等が取り消され、当該許可等を取り消された日から5年を経過していない者

ウ 法令等の規定により土地の埋立て等その他これに類する事業について改善等の措置命令等を受け、かつ、当該措置を完了していない者

エ アからウまでに掲げるもののほか土地の埋立て等について不正又は不誠実の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者

カ 法人であってその役員のうち暴力団員等がある者

キ 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し、又はかつて有していた者

ク 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ケ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

コ 土地の埋立て等その他これに類する事業又は行為により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

3 町長は、前項に規定する審査において、町職員に次に掲げる調査等をさせるものとする。

(1) 事業区域、土地の埋立て等に使用する土砂等の発生場所その他当該土地の埋立て等に係る場所の状況を確認すること。

(2) 関係者に対する質問又は資料等の閲覧若しくは提出を求めること。

4 町長は、事業区域の周辺の地域の生活環境の保全又は土壌の汚染若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、施工許可に条件を付することができる。

5 申請者は、施工許可の通知を受けた後でなければ、当該申請に係る土地の埋立て等を行ってはならない。

(許可に基づく地位の承継)

第8条 施工許可を受けた申請者（以下「施工者」という。）について相続、合併又は分割（土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、当該相続人の全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、施工者の地位を承継する。

2 前項の規定により施工者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）は、地位承継のあった日から10日以内に、町規則で定める書類を添付のうえ、その旨を町長に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

第9条 施工者（承継者を含む。以下同じ。）は、自己の名義により他の者に土地の埋立て等を施工させてはならない。

（土地の埋立て等の開始届出）

第10条 施工者は、土地の埋立て等を開始しようとするときは、当該開始しようとする日の7日前までにその旨を町長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置等）

第11条 施工者は、事業区域の周辺的生活環境の保全並びに土壌の汚染及び災害の発生の防止のために必要な施工における管理者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 施工管理者は、土地の埋立て等において重大な事故が発生したときは、速やかに、当該事故の状況、これに対して行った緊急の措置等の内容について町長に報告しなければならない。

（標識の掲示等）

第12条 施工者は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域に規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 施工者は、土地の埋立て等の施工期間において、事業区域と事業区域に隣接する土地の境界に、当該境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（土砂等の搬入量の報告）

第13条 施工者は、町規則で定めるところにより、土地の埋立て等の施工期間において定期的に当該土地の埋立て等に係る土砂等の搬入量を町長に報告しなければならない。

（土壌検査等の報告）

第14条 施工者は、町規則で定めるところにより、土地の埋立て等の施工期間において定期的に当該事業区域の土壌検査及び土地の埋立て等に係る土砂等の成分の調査（以下この条において「土

壤検査等」という。)をし、その結果を町長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、土地の埋立て等の適正な施工のため必要と認めるときは、期日を指定し、施工者に前項の規定による方法により土壌検査等を行わせ、報告を求めることができる。

(帳簿の記載等)

第15条 施工者は、当該土地の埋立て等に用いる土砂等の数量その他町規則で定める事項を帳簿に記載し、整備しなければならない。

(関係書類の閲覧等)

第16条 施工者は、施工許可又は次条の規定による変更の許可に係る申請書の写し、前条の帳簿その他この条例の規定により町長に提出した書類の写しを当該土地の埋立て等について生活環境の保全又は土壌の汚染若しくは災害の発生の防止上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(変更の許可等)

第17条 施工者は、当該施工許可に係る事項について変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、町規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の許可（以下「変更許可」という。）については、第7条第2項から第5項までの規定を準用する。

- 3 施工者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、当該変更のあった日の翌日から起算して15日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(土地の埋立て等の廃止等)

第18条 施工者は、施工許可に係る土地の埋立て等を廃止しようとするとき又は60日以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

- 2 施工者は、前項の規定による土地の埋立て等の廃止又は休止（以下「廃止等」という。）をするときは、当該廃止等の後において当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び当該土地の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定による届出があったとき又は当該届出がなく土地の埋立て等の廃止等をした施工者がいるときは、速やかに前項の措置がこの条例に規定する事項に適合するかについて確認し、適合しないと認めるときは、当該施工者に対し、期限を定めて是正のために必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

- 4 施工許可は、町長が第1項の規定による廃止の届出を受理したときは、その効力を失う。
- 5 施工者は、休止した土地の埋立て等を再開しようとする場合は、当該土地の埋立て等を再開しようとする日の7日前までに町長にその旨を届け出なければならない。

(土地の埋立ての完了等)

第19条 施工者は、施工許可に係る土地の埋立て等が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して7日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに、当該土地の埋立て等がこの条例の規定に適合するかを審査し、必要に応じて立入検査等を行い、審査した結果についてこの条例の規定に適合しないと認めるときは、施工者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

(命令等)

第20条 町長は、第7条第1項若しくは第5項又は第9条の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は期間を定めて土砂等の除去その他原状回復のための必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

- 2 町長は、施工許可を受けた者のうち、第7条第2項の規定若しくは同条第4項の規定により施工許可に付された条件又は第11条、第12条若しくは第17条の規定に違反して土地の埋立て等を行ったものに対し、期間を定めて、当該土地の埋立て等については是正を勧告し、又は停止を命じるものとする。

- 3 町長は、第18条第3項、前条第2項又は前項の命令に違反した者に対し、期間を定めて、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他原状回復のための必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

(許可の取消し等)

第21条 町長は、施工者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により施工許可(第8条の規定による地位の承継を含む。以下この条において同じ。)又は変更許可を受けたとき。
- (2) 第11条の規定に違反し、施工許可又は変更許可を取り消すことが適当と認めるとき。
- (3) 施工者が正当な理由がなく施工許可を受けた日から起算して6月以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は町長への届出がなく引き続き6月以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したとき。
- (4) 前条第1項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか施工許可又は変更許可を取り消すことが適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定（同項第2号及び第4号の場合を除く。）により許可を取り消したときは、当該施工者に対し、速やかに、当該土地の埋立て等の中止又は期間を定めて土砂等の除去その他原状回復のための必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

(代執行)

第22条 町長は、第20条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による命令を行った場合において、当該施工者が命ぜられた措置を履行しない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該施工者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該施工者から徴収することができる。

第3章 雑則

(報告の徴取)

第23条 町長は、施工者又は当該土地の埋立て等に係る土地の所有者に対し、土地の埋立て等に関し必要と認める事項について報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求める権限は、この条例の施行に必要な限度において行使するものとする。

(立入検査)

第24条 町長は、町職員に、事業区域又は土地の埋立て等に係る現場事務所その他土地の埋立て等に係る業務を行う場所に立ち入らせ、当該区域又は土地の埋立て等の施工その他の行為の状況、施設、帳簿、書類等の物件を検査させ、若しくは必要と認める資料等の提出を受けさせ、又は土地の埋立て等に関係する者に質問させることができる。

2 前項の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、立入検査を受ける者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、この条例の施行に必要な限度において行使するものとし、及び犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業区域所有者の義務)

第25条 事業区域所有者は、当該土地の埋立て等による生活環境への悪影響又は土壌の汚染若しくは災害の発生を防止するため、第3条第2項に規定する同意をしようとするときから当該土地の埋立て等が完了するまでの間において、町規則で定めるところにより、定期的に当該土地の埋立て等の施工の状況を把握しなければならない。

- 2 事業区域所有者は、事業区域内の所有する土地について当該土地に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業区域所有者は、当該土地の埋立て等により生活環境への悪影響若しくは土壌の汚染若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該施工者に対し当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

(公表)

第26条 町長は、土壌の汚染又は災害の発生を防止するため必要があると認める場合であつて、土地所有者、事業区域所有者又は施行者（以下この項において「土地所有者等」という。）が次に掲げる事項に該当するときは、その氏名及び住所（土地所有者等が法人等である場合にあっては名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名）並びに違反等の事実その他町規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 正当の事由がなく第5条第3項又は前条第3項に規定する通報を行わなかったとき。
- (2) 第16条の規定に違反したとき。
- (3) 第21条第1項の規定により許可を取り消されたとき。

- 2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該公表の対象となる者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業区域の面積)

第27条 この条例の適用については、事業区域の面積は、実測に基づく地積による。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の許可を受けずに土地の埋立て等を行った者
- (2) 第7条第4項の規定により町長が付した条件に違反した者
- (3) 第9条の規定に違反した者
- (4) 第17条第1項の許可を受けずに、許可に係る土地の埋立て等の内容を変更して土地の埋立て等を行った者

(5) 第18条第3項、第19条第2項、第20条(同条第2項中第11条及び第12条に係るものを除く。)又は第21条第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第24条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第2項の規定による届出をせずに土地の埋立て等を開始し、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条の規定による届出をせずに土地の埋立て等を開始し、又は虚偽の届出をした者

(3) 第12条の規定に違反した者

(4) 第13条又は第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第17条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

(6) 第18条第1項若しくは第5項の規定による届出をせずに土地の埋立て等を廃止若しくは休止し、再開し、又は虚偽の届出をした者

(7) 第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の八千代町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例(平成2年条例第22号)(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

附 則（令和元年12月13日条例第12号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。